

平成 30 年 5 月 23 日

横浜市金沢区長 國原 章弘 様

横浜市金沢公会堂指定管理者選定委員会  
委員長 江頭 幸代

横浜市金沢公会堂指定管理者選定委員会の選定結果について（報告）

標記結果について、平成 24 年 3 月 22 日金地振第 1582 号「横浜市金沢公会堂指定  
管理者選定委員会運営要綱」第 10 条に基づき、別紙のとおり報告します。

「横浜市金沢公会堂指定管理者選定委員会 選定結果報告書」

横浜市金沢公会堂  
指定管理者選定委員会

選定結果報告書

平成 30 年 5 月

## 1 経緯

横浜市金沢公会堂の第3期指定管理者の選定にあたり、横浜市金沢公会堂指定管理者選定委員会（以下、「選定委員会」という。）は、応募者から提出された応募書類の内容審査や公開プレゼンテーションを行いました。

このたび、審査が終了し、指定候補者を選定いたしましたので、ここに選定結果を報告します。

## 2 選定委員会 委員

委員長	江頭 幸代	（関東学院大学 経営学部経営学科 教授）
委員	深津 米男	（NPO法人 横浜金沢文化協会 事務局長）
	徳富 圭子	（税理士（東京地方税理士会 横浜南支部））
	長瀬 美鳥	（金沢区主任児童委員連絡会 代表）
	長谷川 克己	（金沢区民文化祭実行委員会 委員長）

## 3 指定候補者 選定の経過

経過項目	日程
◆第1回選定委員会（傍聴人1名） 1 委員長の選出について 2 委員会の公開について 3 公募要項及び仕様書、特記仕様書について 4 指定管理者選定スケジュールについて 5 評価基準項目について	平成30年1月30日（火）
公募書類の配布（ホームページにて公表）	平成30年2月16日（金） ～4月10日（火）
現地見学会兼公募説明会（申込9団体、16名） ※ 申込は、平成30年3月6日（火）正午まで	平成30年3月7日（水）
公募に関する質問受付（4団体、106問）	平成30年3月8日（木） ～3月14日（水）
公募に関する質問回答	平成30年3月30日（金）
応募書類の提出（1団体）	平成30年4月11日（水） ～12日（木）
◆第2回選定委員会 1 応募団体の面接審査（傍聴人6名） 2 指定候補者の選定審議	平成30年5月18日（金）

◆は選定委員会

## 4 選定にあたっての考え方

選定委員会では、あらかじめ定めた「指定管理者選定の評価基準」に従って、応募者から提出された応募書類を審査し、指定候補者を選定しました。

選定にあたっては、応募書類の内容審査及び公開プレゼンテーション（発表及び質疑）を行いました。

なお、評価は、各委員が200点満点で採点した上で、その合計点を委員会の点数とし、合計点の最も高い団体を指定候補者、次に高い団体を次点候補者としました。また、既存指定管理者の実績評価として、各委員が加減5点をもって評価に加える事ができることと

し、市内中小企業等の参入にあたっては5点の加点を実施することとしました。

また、応募団体が1団体のみの場合であっても選定委員会の定める基準に満たないときは指定候補者として選定されないこととし、最低基準を各委員の合計点の6割以上としました。今回は、全ての団体が対象となる項目の最大点数190点の6割である114点を最低基準としました。

評価基準項目		
1 公会堂の設置理念、 区政運営上の位置付け 等の理解  (35点)	1 公会堂の設置理念・施設 特性の理解	① 公会堂の設置目的や役割を理解し、施設 運営に反映された提案がなされている か。
		② 施設の機能を活かした効果的な施設運 営が提案されているか。
	2 区の特性、区政運営の 方向性、立地特性等の理解	① 区の特性、区政運営方針等を理解し、施 設運営に反映させた提案がなされてい るか。
		② 施設の立地、周辺環境や利用対象エリ ア、対象利用者について分析・条件設定 がなされており、施設運営に反映させ た提案がなされているか。
2 公共施設としての サービス品質の維持・向 上  (75点)	1 施設に求められるサー ビスの把握と平等な提供	① 公共施設として全ての利用者に対し平 等にサービスを提供すべきことを念頭 に置いているか。
		② 貸館施設として提供すべきサービスの 内容と維持すべき質について適切に把 握しているか。
		③ 利用者の意見、要望、苦情等の受付体制 が整っているか。
	2 利便性の向上・ホスピタ リティの向上の取組	① 現状を分析し、さらに利用者の利便性を 向上させる運営上の工夫が提案されて いるか。
		② 質の高い接客サービスを提供するため の提案がなされているか。
		③ 自主事業について、具体的かつ現実的な アイデアが提案されているか。
3 施設のクオリティを維 持する施設管理計画	① 施設の機能を維持するため必要十分な 管理計画が組まれているか。	
	② 施設・設備の故障を予防し、発生時には 迅速に対応可能なメンテナンス計画が 組まれており、施設の長寿命化に貢献し ているか。	
3 管理運営経費の縮 減	1 効率的な管理運営の工 夫	① 現状を分析し、さらに効率的な管理運営 を行うための工夫がなされているか。

(40点)	2 利用料金収入増加への意欲	① 利用料金収入について、区見込額を超える水準の目標設定を行っているか。
4 安定した運営体制の確保  (40点)	1 安定性 (管理運勢の体制が充分か)	① 業務を継続するために必要な人員配置計画がなされているか。
		② 施設・設備の維持管理のために必要な人員配置あるいは適切な委託計画がなされているか。
		③ 施設を安定して管理運営するための社内体制及び実績があるか。
	2 健全性 (個人情報保護、法令順守、職員研修、自己評価)	① 個人情報保護、環境への配慮、法令順守及び本市の重要施策への対応等の体制が整っているか。
		② 職員の資質向上のための研修が計画されているか。
		③ 業務を点検するための自己評価の仕組みが整っているか。
3 安全性 (危機管理対策)	① 市 (区) 防災計画を踏まえ、公の施設としての役割を果たす計画となっているか。	
	② 施設設備の故障、事故、犯罪等を未然に防ぐ管理運営体制が取られ、緊急時の対応や危機管理の対応が具体的に計画されているか。	
5 団体の状況・実績 (-5～10点)	1 団体の状況	・応募団体は、市内中小企業又は地域住民を主体とした施設の管理運営等のために地域住民を中心に設立された団体か。
	2 団体の実績	(現指定管理者が応募した場合) ・区の業務点検等による評価や第三者評価の結果等が優秀であり、要求水準を上回っていたか。(要求水準を下回った場合は、減点対象) ・選定時に評価された特筆すべき提案を達成したか。(達成できなかった場合は、減点対象)

(配点合計 200 点)

## 5 応募者の制限の確認

公募要項に定める「応募者の資格」「欠格事項」「応募者の失格」について、該当のないことを確認しました。

### 【公募要項 3 ページ 7 応募に関する事項について】

#### (1) 応募者の資格

指定期間中、安全円滑に対象施設を管理運営できる法人その他の団体（複数の団体が共同する共同事業体を含む。）とします。個人での申請はできません。

(2) 欠格事項

次に該当する団体は、応募することができません。

- ア 地方自治法施行令第167条の4の規定により本市における入札の参加資格を制限されていること
- イ 法人税、法人市民税、消費税及び地方消費税等の租税を滞納していること
- ウ 労働保険（雇用保険・労災保険）及び社会保険（健康保険・厚生年金保険）への加入の必要があるにもかかわらず、その手続きを行っていないもの。
- エ 会社更生法・民事再生法による更生・再生手続中であること
- オ 当該指定管理者の選定を行う選定委員が、応募しようとする団体の経営又は運営に直接関与していること
- カ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団経営支配法人等（横浜市暴力団排除条例（平成23年12月横浜市条例第51号）第2条第5号に規定する暴力団経営支配法人等をいう。）であること  
※本事項について、横浜市が神奈川県警察本部に対し調査・照会を行うため、別添の「役員等氏名一覧表」を提出してください。
- キ 指定管理者の責に帰すべき事由により、2年以内に指定の取消を受けたものであること
- ク 2年以内に労働基準監督署から是正勧告を受けていること（仮に受けている場合には、必要な措置の実施について労働基準監督署に報告済みでないこと）  
※共同事業体の場合には、構成するすべての団体が前記の欠格事項に該当しないとともに、応募時に、「共同事業体の結成に関する申請書（様式12）」を提出することとします。また、選定後協定締結までに、代表団体及び責任分担を明確に定めた組合契約を締結し、組合契約書の写しを提出することとします。

(6) 留意事項

オ 応募者の失格

応募者が次の事項に該当した場合は、失格となる場合があります。

- ① ア～エの禁止事項に該当するなど、公募要項に定める手続を遵守しない場合
- ② 応募書類に虚偽の内容を故意に記載した場合

## 6 応募団体（1団体）

(1) 相鉄企業株式会社

## 7 選定結果

選定委員会において厳正な審査を行った結果、次の団体を指定候補者と決定しました。

順位	団体名
指定候補者	相鉄企業株式会社

### \* 得点

選定の評価基準	配点	各委員素点					合計点	平均点
		A	B	C	D	E		
1 公会堂の設置理念、区政運営上の位置付け等の理解	175 点	28	28	26	24	26	132 点	26.4 点
2 公共施設としてのサービス品質の維持・向上	375 点	62	63	56	60	57	298 点	59.6 点
3 管理運営経費の縮減	200 点	32	36	32	40	32	172 点	34.4 点
4 安定した運営体制の確保	200 点	35	37	28	32	30	162 点	32.4 点
5 利団体の状況・実績	-25～50 点	0	0	0	0	0	0 点	0 点
合計	1000 点	157 点	164 点	142 点	156 点	145 点	764 点	152.8 点

## 8 審査講評

### (1) 指定候補者（相鉄企業株式会社）

応募は泉公会堂や区民文化センターの指定管理者である相鉄企業株式会社の1団体でした。従来のサービスが引き続き提供できることに加えて新たな自主事業を行うことや、建物の管理運営に関して他施設での運営実績があり効率的なメンテナンスが期待できることなどが評価されました。

自主事業に関しては、金沢区民の特性を理解し反映させた計画の提案をしてもらいたいといった意見は出ましたが、今までにない自主事業の充実や地元企業とコラボレーションしたカフェの設置など、区民の期待に応えられる積極性・意欲を感じられました。

これまでの経験やノウハウを活かしながら、施設の特性を活かし、区民が満足できる運営を期待します。